

フルオピラムに関する御意見		
番号	御意見（概略）	回答
1	<p><b>【意見】</b></p> <p>農薬フルオピラムのクランベリーの残留基準値において、現行残留基準値である7ppmを維持、もしくは、カナダが設定する残留基準値である2ppmを適用していただけるようご検討をお願いいたします。</p> <p>フルオピラムは、カナダ産クランベリーにとって重要な防ばい剤で、灰色かび病(<i>Botrytis cinerea</i>)や、うどんこ病(<i>Sphaerotheca macularis</i>)の防除に使用されます。これらの菌は果実の腐敗を引き起こし、植物組織に感染して果実の劣化を招きます。防ばい剤が使用できない場合、作物が健康に育たず死滅する可能性があります。もし一律基準の0.01ppmが適用されると、生産者が効果的に作物を保護することが難しくなります。そのため、フルオピラムの残留基準値を7ppmに維持するか、少なくともカナダの残留基準値である2ppmを適用していただけるようお願い申し上げます。残留基準値を維持することで、カナダのクランベリー業界はこの重要な防ばい剤を使用し、作物を問題なく保護し続けることができます。また貿易の観点からも、残留基準値の維持は貿易障壁を最小限に抑え、より良い市場アクセスを可能にします。</p> <p>この意見を提出する機会をいただき、感謝しています。我々が提供できる追加情報があればお知らせください。</p>	<p><b>【回答】</b></p> <p>今回の残留基準の改正は、農薬取締法(昭和23年法律第82号)に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたこと及び関連企業から「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」(平成16年2月5日付け食安発第0205001号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知(最終改正令和元年10月30日付け生食発1030第1号))に基づく残留基準の設定要請がなされたことに伴うものです。</p> <p>農産物中の農薬の残留基準については、内閣府食品安全委員会による食品健康影響評価を踏まえ、食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会での審議等を経て、国民の健康に悪影響が生じないように設定しています。</p> <p>御指摘のクランベリーについては、作物残留試験結果や国内での使用実績がなかったこと等から、残留基準値を削除するものです。本案については、WTO/SPS協定に基づく諸外国からの意見提出の機会において、特段の意見はありませんでした。</p> <p>なお、国内での使用実績等がなくても、諸外国からの要請等があれば、国際基準や海外における作物残留試験結果等を参考に基準値設定を検討しています。詳細は、以下を御確認ください。</p> <p><a href="https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/pesticide_residues/assets/000562333.pdf">https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/pesticide_residues/assets/000562333.pdf</a></p>

全般に係る御意見

番号	御意見（概略）	回答
1	<p><b>【意見 1】</b></p> <p>海外での食品添加物等は規制が厳しくなっているのにも関わらず、なぜ、日本は規制緩和を行うのか？</p> <p>厚労省は日本人を病気にしたいのでしょうか？</p> <p>規制を厳しくする方向でご検討をお願いします。</p>	<p><b>【回答 1】</b></p> <p>食品中の農薬の残留基準値は、農薬を定められた使用方法で使用した際の残留濃度等に基づき設定しており、これは国際的にも共通の考え方です。農薬の使用の可否や使用方法は、各国において、その国の気候、病害虫の発生状況や栽培実態を踏まえてそれぞれで定められていることから、それに基づき定められる残留基準値も国ごとに異なります。</p> <p>我が国の残留基準値は、消費者庁において、内閣府食品安全委員会における食品健康影響評価の結果を踏まえ、残留試験の結果や国民の各食品の摂食量データ等に基づき、食品衛生基準審議会農薬・動物用医薬品部会において専門家等の御意見を聴いて、こどもや妊婦も含めて国民の健康に悪影響が生じないように設定しています。</p>
2	<p><b>【意見 2】</b></p> <p>無農薬の野菜、くだものにしてほしい、なんでこんなに農薬がたくさんあるもの売るのが不思議でならない。</p> <p>無農薬に！</p>	<p><b>【回答 2】</b></p> <p>国内の農薬の登録については、農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づき農林水産省により、農業者への健康影響、水質や水生生物などへの影響、周辺農作物や有用生物への影響、農薬が残留した農産物を食べた消費者への健康影響、病害虫防除の効果など、安全性、有効性等が考慮され、使用が認められているものと承知しています。</p> <p>なお、農薬の残留基準値の設定については、<b>【回答 1】</b>を御覧ください。</p>
3	<p><b>【意見 3】</b></p> <p>残留農薬や食品添加物の基準が厳しくなることには、賛成します。直ちに影響はないと言いながら、体調にいい影響があるわけがないので、どんな農薬や添加物であっても基準が緩くなることには反対します。できれば、農薬など使わないでよい環境を整えてほしい。</p>	<p><b>【回答 3】</b></p> <p>農薬等の環境影響については、農薬取締法に基づき、農林水産省や環境省において、環境に悪影響が生じないように適切な使用・管理の指導等がされているものと承知しています。その上で、食品中の農薬等の残留基準設定においては、摂取量が許容一日摂取量（ADI）を超えない範囲で残留基準値を設定しています。</p>

		<p>なお、農薬の残留基準値の設定については、【回答1】を御覧ください。</p>
4	<p>【意見4】          年末年始を跨ぐ意見募集期間の設定はいただけない。実質的に募集期間を短縮していないか。手続き上問題ないか問う。期間延長も検討すべきではないか。</p>	<p>【回答4】          意見公募手続の意見提出期間については、行政手続法（平成5年法律第88号）第39条第3項において30日以上と規定されているところ、本意見公募では年末年始の休日に鑑み、意見提出期間を37日間に延長しております。</p>

※上記のほか、今回の意見募集に直接関与しない御意見を1件頂きました。